

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案の概要

令和 5 年 1 1 月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、令和 3 年 1 0 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画において掲げられた 2 0 3 0 年度の再エネ比率 3 6 ～ 3 8 % の実現に向けて最大限導入していくこととしています。

他方で、近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化しています。こうした地域での懸念の解消に向けて、令和 4 年 1 0 月以降、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代型電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて議論が重ねられ、計 5 回の会合の開催を経て、令和 5 年 2 月、同ワーキンググループの中間取りまとめが第 1 次の取りまとめとして策定されました。この中間取りまとめ等を踏まえ、第 2 1 1 回国会に、説明会の開催などの周辺地域への事前周知の F I T／F I P 認定要件化や、関係法令に違反した場合等に F I T／F I P 交付金を一時停止する措置等を盛り込んだ再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「法」という。）の改正を含む脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 4 号。以下「G X 脱炭素電源法」という。）が提出され、令和 5 年 5 月に成立しました。

以上を踏まえ、同ワーキンググループでは、同月以降、令和 6 年 4 月に施行される改正法に盛り込まれた前述の措置等の詳細設計等について検討を行うため、地方公共団体や事業者団体等へのヒアリングも含めて議論が重ねられ、計 6 回の会合の開催を経て、令和 5 年 1 1 月、これらの検討事項に関する同ワーキンググループの第 2 次取りまとめが策定されました。

この第 2 次取りまとめに基づき、資源エネルギー庁においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 2 4 年経済産業省令第 4 6 号）の改正に向けた検討を進めています。これらの内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、省令の改正案について意見公募手続を行います。

II. 概要

※ 以下の法の規定は、GX脱炭素電源法による改正（令和6年4月1日）後のものである点に御留意ください。

第4条の2 認定手続

○ 法第9条第1項の規定に基づく認定の申請に係る申請書の添付書類に、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が第4条の2の2に定める要件に該当する場合は、第4条の2の3に定める措置を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類」を加える。

第4条の2の2 法第9条第2項第7号の経済産業省令で定める要件（新設）

○ 法第9条第2項第7号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、以下のいずれかに該当するものでないこととする。

- 出力が10kW未満の太陽光発電設備を用いるもの
- 屋根設置太陽光発電設備を用いるもの
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第13条第2項第10号に規定する選定事業者が提出した同法第14条第1項に規定する公募占用計画に係るもの

第4条の2の3 法第9条第2項第7号の経済産業省令で定める措置（新設）

○ 法第9条第2項第7号の経済産業省令で定める措置は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める措置とする。

- 次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合：後掲の要件を満たす再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が50kW以上である場合
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が50kW未満であって、当該設備の設置場所が次に掲げる区域等に属する場合
 - ・ 第4条の2第2項第7号の2イからホまでに掲げる許可等の処分が必要となる区域等
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域等
 - ・ 自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として地方公共団体が制定する条例により指定された地域等
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が50kW未満であって、当該設備の出力と、当該認定の申請をする者又は資本関係等において当該者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が100メートル以内の場所に設置し又は設置しよう

- とする他の再生可能エネルギー発電設備（法第9条第1項の申請又は同条第4項の認定に係るものに限る。）の出力との合計が50kW以上の場合
- その他の場合：後掲の要件を満たす再生可能エネルギー発電事業に関する事前周知の措置（以下「事前周知措置」という。）

○ 説明会は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- 実施場所の敷地境界線からの水平距離が次に掲げる場合に応じて、それぞれ掲げる範囲内の場所に居住する者、実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者及び実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者（以下この説明会に係る部分において「周辺地域の住民」という。）に対して行うものであること。
- ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が50kW未満の場合：100m
 - ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が50kW以上の場合（次に掲げる場合を除く。）：300m
 - ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合：1km
- その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを開催を予定する日の2週間前までに、周辺地域の住民に対して、次のいずれかの方法によって通知すること。
- ✧ 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法
 - ✧ 回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法
- 当該認定の申請をする者が、次の項目¹について当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する必要かつ適切な説明を行うこと。
- ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の概要
 - ✧ 関係法令（条例を含む。）の規定の遵守状況
 - ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原の取得状況
 - ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の設置工事の概要
 - ✧ 当該認定の申請をする者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項
 - ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
 - ✧ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
 - ✧ 法第10条第1項の重要な事項を変更しようとするときに実施する説明会にあつては、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって地方公共団体との間で

¹ 法第10条第1項に規定する重要な事項を変更しようとするときに実施する説明会にあつては、既に実施された説明会（複数回開催された場合にあつては、その開催の日が最も遅いもの）において説明が行われた事項から変更があった事項に係る項目に限る。

- 締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関して必要な事項
- 周辺地域の住民の質問及び意見（以下「質問等」という。）に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該認定の申請を行う者が当該質問等に誠実に対応すること。
 - その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を交付期間又は調達期間が終了するまでの間、継続して保管するものであること。
 - その開催後に質問等の提出先を定めて、2週間以上の期間において周辺地域の住民の質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。
 - 次に掲げる場合に応じて定める全ての時期に行うものであること²。
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第4条の2第2項第7号の2イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合：次に定める全ての時期
 - ・ 当該許可等の処分の申請までの時期
 - ・ 当該許可等の処分を受けた後、当該認定の申請の日の3月前までの時期
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に係る環境影響評価を行っている場合³：次に定める全ての時期
 - ・ 同法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成の日前までの時期（法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあっては、この限りでない。）
 - ・ 同法第3条の5又は第3条の6の規定により環境大臣又は主務大臣が配慮書について意見を述べた後⁴、当該認定の申請の日の3月前までの時期⁵
 - ・ 同法第27条の規定により同法第21条第2項の環境影響評価書を作成した旨等を公告した日後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業のための工事に着手するまでの時期
 - ◇ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について、自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として地方公共団体が制定する条例の規定により許可等の処分又は届出を要する場合：次に定める全ての時期
 - ・ 当該認定の申請の日の3月前までの時期
 - ・ 当該条例の規定による許可等の処分又は届出を行った後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業のための工事に着手するまでの時期⁶
 - ◇ 前掲のいずれにも該当しない場合：当該認定の申請の日の3月前までの時期

² ただし、法第10条第1項に規定する重要な事項を変更しようとするときに実施する説明会にあっては、この限りでない。

³ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について地方公共団体が制定する条例に基づく環境影響評価を行っている場合は、これに準ずる時期とする。

⁴ 環境大臣又は主務大臣のいずれも意見を述べなかった場合にあっては、同法第3条の5又は第3条の6の政令で定める期間が満了する日後。

⁵ 法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあっては、単に当該認定の申請の日の3月前までの時期

⁶ 当該認定の申請の日の3月前までの時期に、当該許可等の処分又は届出を行った場合は、この限りでない。

- 事前周知措置は、次に掲げる条件を満たすものとする。
- 実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内の場所に居住する者（以下この事前周知措置に係る部分において「周辺地域の住民」という。）に対して行うものであること。
 - 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関し、周辺地域の住民に対して、次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知を行ったこと。
 - ◇ 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法
 - ◇ インターネットを利用して周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、主たるホームページアドレスを回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法
 - その実施後に質問等の提出先を定めて、2週間以上の期間において周辺地域の住民の質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。
- ※ 事前周知措置の項目及び時期については、それぞれ前掲の説明会における説明項目及び説明時期と同様とする。

第5条 認定基準

- 法第9条第4項第3号の「再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギーを発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準」のうち、その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が適切な構造であることを確認する際の観点に、「適切かつ着実な解体等を実施する観点」を加える。

第7条 再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表

- 法第9条第6項の経済産業省令で定める事項に、「第4条の2の3の説明会の開催又は事前周知措置の実施に関する事項」を加える。

第8条の2 重要な事項（新設）

- 法第10条第1項の経済産業省令で定める重要な事項は、次のものとする。
- 認定事業者の変更
 - 認定事業者の密接関係者の変更
 - 認定発電設備の設置の場所の変更
 - 認定発電設備の出力を、法第9条第4項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置⁷の日のうちいずれか遅い日から20%以上又は50kW以上増加させる変更
 - 当該設備が太陽光発電設備の場合にあっては、太陽電池の出力の合計を、法第9条第4項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置の日⁸のうちいずれか遅い日から20%以上又は50kW以上増加させる変更
 - 第4条の2の2に定める要件に新たに該当することとなる認定発電設備の変更

⁷ 複数回開催又は実施された場合にあっては、その開催又は実施の日が最も遅いもの。

⁸ 脚注7に同じ。

- 第4条の2の3の説明会を開催すべき場合に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（変更後の認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が第4条の2の2に定める要件に該当する場合に限る。）

第9条 軽微な変更

- 法第10条第1項の経済産業省令で定める軽微な変更以外の変更に、「認定事業者の密接関係者の変更」を加える。

第10条の2 再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る基準価格又は調達価格の適用の特例（新設）

- 法第10条の2第1項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの（当該設備の出力を増加させるものを除く。）であって、当該増加が3kW以上であるもの又は当該合計出力を3%以上増加させるものとする。
- 法第10条の2第2項の経済産業省令で定める方法は、増設等に係る部分に適用するものとして経済産業大臣が別に定める基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額に、それ以外の部分に係る基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額を加え、その加えて得た額を増設等に係る部分及びそれ以外の部分の太陽電池の合計出力の値で除す方法とする。

第13条の3の7 交付金相当額積立金の積立方法（新設）

- 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に供給する認定事業者が、法第15条の6第3項の規定により、推進機関に積立てを行うときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、法第15条の7第2号の規定の額の金銭を交付金相当額積立金として当該電気事業者に納付するものとする。
- 認定事業者が前項の規定により電気事業者に交付金相当額積立金を納付をしたときは、当該電気事業者は、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該交付金相当額積立金を推進機関に納付するものとする。

第13条の3の8 交付金相当額積立金の額（新設）

- 法第15条の7第1号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、「認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量を合計して得た量」に「第3条の5第4号の額」を乗じて得た額を控除する方法とする。
- 法第15条の7第2号の経済産業省令で定める方法は、調整交付金の額のうち電気事業者が特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第13条の3の3第1号から第5号までに掲げる額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）の合計額を控除して得た額とする。

第13条の3の9 交付金相当額積立金の取戻し（新設）

- 法第15条の9の経済産業省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - 法第10条の3の規定の違反について、その改善に必要な措置をとった場合
 - 認定発電設備の解体等を完了し、その認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合
 - その認定が法第15条の規定により経済産業大臣により取り消された場合であって、法第15条の11第1項の規定による命令を受けた場合
 - その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた場合
- 法第15条の9の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、所定の様式による申請書を推進機関に提出しなければならない。この申請書には、次に掲げる書類その他経済産業大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。
 - 法第10条の3の規定の違反について、その改善に必要な措置をとった場合にあっては、改善に必要な措置をとったことを証する書類
 - 認定発電設備の解体等を完了し、その認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合にあっては、経済産業大臣の確認を受けたことを証する書類

第13条の3の10 交付金相当額積立金の推進機関への帰属（新設）

- 法第15条の10第1項の経済産業省令で定める措置は、再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置について、その全部を講じたものとする。

第36条 法第52条の2第1項の経済産業省令で定める書類（新設）

- 法第52条の2第1項の経済産業省令で定める書類は、法第13条の規定による命令、法第15条の規定による取消し又は法第15条の6第1項若しくは法第15条の11第1項の規定による命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類とする。

様式

- 説明会及び事前周知措置に係る規定の新設等に伴い、様式に所要の改正を行う。

施行期日及び経過措置

- 上記の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 上記の改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第4条の2、第4条の2の2、第4条の2の3、第5条、第7条、第8条の2及び第9条の規定は、その施行の日以後に法第9条第1項又は第10条第1項の規定による認定がされた場合等に該当する再生可能エネルギー発電事業計画について適用する経過措置を設ける。

（以上）